

気軽にゼミナール

消費税転嫁対策特別措置法 税理士 土屋 進

消費税が来年（平成26年）4月1日より8%に引き上げられることに伴い、6月5日に「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が可決成立しました。（通称…転嫁対策法）

その内容について概略をまとめてみました。

1. 消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）の禁止
2. 消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが禁止されます
3. 「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」、「税抜き価格の強調表示」が認められます
4. 中小企業が共同で価格転嫁すること（転嫁カルテル）や、表示方法を統一すること（表示カルテル）が認められます。
5. 国民に対する広報、通報者の保護、体制の整備は国等が責任をもって行う。

今回は1. 消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）の禁止について具体的に話してみたいと思います。

① 減額、買ったたき等

- ・ 大規模小売業者（売上が100億円以上、一定の店舗面積を有する事業者）が合理的な理由なく、消費税分を支払わない、売り手と本体価格（税抜き価格）に消費税分を上乗せする契約をしていたのに、実際に支払う段階になって消費税分を下げる、仕入単価は変わらないのに新しい消費税分を上乗せした税込価格よりも低い税込価格を売り手に対し指定することを禁止します
- ➔例）1,050円という仕入単価を維持するために、何らかの理由をつけて税抜き単価を $1,050 \div 1.08 = 972$ 円に下げちゃう。

② 商品購入、役務利用、利益供与の要請

- ・ 売り手が買い手の指定する商品を購入しなければ、消費税の上乗せに当たって不利な取り扱いをすることを示唆する。
- ・ 売り手にディナーショーのチケットの購入をお願いしたり、買い手が保有する宿泊施設の利用を要請したりする。

- ・ 消費税の上乗せに応じる代わりに、売り手に対して協賛金を要求したり、売り手の従業員やスタッフの派遣を要求する。

③ 税抜き価格での交渉の拒否

- ・ 今まで内税決済で取引してきた納入業者であっても、税抜き単価で見積書を作成し、価格交渉をすることができることになります。

例）納入単価が1,000円（税込）の商品については $1,000 \div 1.05 = 952$ 円（税抜き価格）平成26年3月までの単価 $952 \times \text{納品数量} \times 1.08 = \text{決済金額}$ を提示して価格交渉をすることができる。

➔本体価格（税抜き価格）と消費税額を別々に記載した見積書等を拒んだり、総額しか記載できない見積書等の様式を定めたものの使用を余儀なくされることは禁止される。

※以上のような転嫁拒否等の行為をした事業者に対しては、公正取引委員会等から助言、勧告、公表などの取り締まりが行われます。

また、公正取引委員会等に転嫁拒否の事実を知らせたことを理由に、取引を停止するなどの報復行為を禁止します。

今回は、2, 3についてお話したいと思います。

この転嫁対策法については、日本商工会議所から発行されている冊子「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」を参照してください。

※上記冊子は日本商工会議所HP→中小企業関連情報→消費税価格転嫁対策支援から検索できます。



税理士法人 土屋会計事務所

〒437-0027 袋井市高尾町7-8
TEL.0538-43-8201 FAX.0538-43-8202

◀執筆して頂いた 土屋 進さん